

都道府県・指定都市・中核市
社会福祉主管部 (局)
高齢者福祉主管部 (局)
子育て支援主管部 (局) } 長 殿



国立保健医療科学院長
(公印省略)

令和5年度「医療・福祉に関する分野」の研修の実施について

令和5年度「医療・福祉に関する分野」の研修について、下記のとおり実施しますので、貴管内の関係機関等へ周知の上、受講者の派遣について御配慮をお願いします。

受講申込みに係る様式等詳細については、本院ホームページ (<https://www.niph.go.jp/entrance/r5/index.html>) からダウンロードの上、御確認ください。

また、受講申込みに当たっては、各主管部局においてお取りまとめいただくとともに提出期限を厳守されるよう併せてお願いします。

記

研修名・研修期間	受講申込書類の提出期限 (必着)	開催方法
1 都道府県・指定都市・中核市指導監督中堅職員研修 ① 社会福祉法人・老人福祉施設担当 研修期間：令和5年5月29日(月)～5月31日(水)	令和5年 4月14日(金)	オンライン研修 (Zoom)
② 社会福祉法人・障害者福祉施設担当 研修期間：令和5年5月29日(月)、30日(火)、6月1日(木)		
③ 社会福祉法人・児童福祉施設担当 研修期間：令和5年5月29日(月)、30日(火)、6月2日(金)		
2 ユニットケアに関する研修(施設整備・サービスマネジメント) 研修期間：令和5年7月6日(木)～7月7日(金)	4月28日(金)	集合研修
3 福祉事務所長研修 研修期間：令和5年7月26日(水)～7月28日(金)	5月26日(金)	オンライン研修 (Zoom)
4 生活保護自立支援推進研修 研修期間：令和5年9月13日(水)～9月15日(金)	7月3日(月)	集合研修
5 児童相談所の連携機能強化に向けた中堅職員研修 研修期間：令和5年11月8日(水)～11月10日(金)	9月1日(金)	集合研修
6 婦人相談所等指導者研修 研修期間：令和5年11月27日(水)～12月1日(金) (午後半日ずつ)	9月15日(金)	オンライン研修 (Zoom)
7 介護保険における保険者機能強化支援のための都道府県職員研修 研修期間：令和5年9月25日(月)～9月27日(水)	7月21日(金)	オンライン研修 (Zoom)
8 介護保険における保険者機能強化のための指定都市職員研修 研修期間：令和5年9月25日(月)、9月28日(木)、9月29日(金)	7月21日(金)	オンライン研修 (Zoom)
9 医療ソーシャルワーカーリーダーシップ研修 (第1回) 研修期間：令和5年6月26日(月)～6月28日(水)	4月25日(火)	オンライン研修 (Zoom)
(第2回) 研修期間：令和5年11月13日(月)～11月15日(水)	8月31日(木)	

【受講申込書提出先、照会先】

研修名	提出先・照会先
1. 都道府県・指定都市・中核市指導監督中堅職員研修 ①社会福祉法人・老人福祉施設 ②社会福祉法人・障害者福祉施設担当 ③社会福祉法人・児童福祉施設担当 2. ユニットケアに関する研修（施設整備・サービスマネジメント） 3. 福祉事務所長研修 4. 生活保護自立支援推進研修 5. 児童相談所の連携機能強化に向けた中堅職員研修 6. 婦人相談所等指導者研修 7. 介護保険における保険者機能強化支援のための都道府県職員研修 8. 介護保険における保険者機能強化のための指定都市・中核市職員研修 9. 医療ソーシャルワーカーリーダーシップ研修	〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6 国立保健医療科学院 総務部 研修・業務課 （ダイヤルイン） TEL 048-458-6190 Email : kensyu.info@niph.go.jp

※ 郵送で申込みをする場合、以下、宛名ラベルの参考例としてコピーして利用ください。

封筒には研修名を記入ください。

児童相談所の連携機能強化に向けた中堅職員研修・・・児相研修のように名称を短縮して表記していただいても結構です。受講申込書類一式の記入は正式名称でお願いします。

351-0197 埼玉県和光市南2-3-6 国立保健医療科学院 総務部 研修・業務課 宛て (指導監督中堅職員研修(老人)受講申込み在中)	351-0197 埼玉県和光市南2-3-6 国立保健医療科学院 総務部 研修・業務課 宛て (指導監督中堅職員研修(障害者)受講申込み在中)
351-0197 埼玉県和光市南2-3-6 国立保健医療科学院 総務部 研修・業務課 宛て (指導監督中堅職員研修(児童)受講申込み在中)	351-0197 埼玉県和光市南2-3-6 国立保健医療科学院 総務部 研修・業務課 宛て (研修 受講申込み 在中)

事務連絡
令和5年3月1日

都道府県等
社会福祉研修担当者 殿

国立保健医療科学院
総務部研修・業務課

令和5年度「医療・福祉に関する分野」の研修の実施について

関係主管部（局）長宛てに通知しましたとおり、令和5年度「医療・福祉に関する分野」の研修を実施しますのでお知らせします。

- ① 本院ホームページのトップページの (<https://www.niph.go.jp/entrance-index2/>)
「研修案内」→「令和5年度 研修案内」の中の「短期研修」の「医療・福祉に関する分野」
→該当する研修名をクリックしてください。
下記、研修一覧のURLを併せて御参照ください。
(<https://www.niph.go.jp/entrance/r5/index.html>)
- ② 受講申込様式は本院ホームページ（別記URLの **必要書類**）からダウンロードできます。
- ③ オンライン研修を申し込まれる際は「令和5年度医療・福祉研修実施要領」の「4 オンライン研修受講に係る諸条件等について」を御確認ください。

【参考】

今回の送付先については以下のとおりです。

- 指導監督職員研修（老人、障害者、児童）、福祉事務所長研修、生活保護自立支援推進研修
→都道府県・指定都市・中核市の地域福祉担当課へ（129自治体 169箇所）
- ユニットケアに関する研修
→都道府県・指定都市・中核市の高齢者福祉主管課へ（129自治体）
- 児童相談所の連携機能強化に向けた中堅職員研修
→都道府県・指定都市・中核市の児童相談所主管課へ（129自治体）
- 婦人相談所等指導者研修
→都道府県の子育て支援担当課へ（47自治体）
- 介護保険における保険者機能強化支援のための都道府県職員研修
- 介護保険における保険者機能強化のための指定都市職員研修
→都道府県の高齢者福祉主管課へ（129自治体 130箇所）
- 医療ソーシャルワーカーリーダーシップ研修
→都道府県の健康福祉部主管課へ（47都道府県）

➤ 令和5年度 医療・福祉研修実施要領

1 受講申込

各研修担当主管部(局)長は、研修ごとの受講資格を確認の上、様式(公文書・受講者推薦名簿・受講申込書)を各提出期限(必着のこと)までに国立保健医療科学院総務部研修・業務課宛て提出してください。(受講者推薦名簿の番号が推薦順になります。ただし、選考の結果必ずしも推薦名簿上位の者が受講許可となるとは限りません。)

なお、各様式は本院ホームページ(下記URLの 必要書類)からダウンロードできます。

2 受講決定について

研修ごとに選考の上定員の範囲内で受講の可否を決定し、その結果を推薦者宛てに通知します。推薦者から各受講申込者にお知らせください。

3 研修期間及び受講申込書等の提出期限

研修名 / URL / 研修期間	受講申込書の受付期間(必着)	開催方法
1 都道府県・指定都市・中核市指導監督中堅職員研修 (社会福祉法人・老人福祉施設担当) https://www.niph.go.jp/entrance/r5/course/short/short_syakai01.html 研修期間: 令和5年5月29日(月)～5月31日(水)	令和5年 3月22日(水)～ 4月14日(金)	オンライン研修 (Zoom)
(社会福祉法人・障害者福祉施設担当) https://www.niph.go.jp/entrance/r5/course/short/short_syakai02.html 研修期間: 令和5年5月29日(月)、30日(火)、6月1日(木)		
(社会福祉法人・児童福祉施設担当) https://www.niph.go.jp/entrance/r5/course/short/short_syakai03.html 研修期間: 令和5年5月29日(火)、30日(火)、6月2日(金)		
2 ユニットケアに関する研修(施設整備・サービスマネジメント) https://www.niph.go.jp/entrance/r5/course/short/short_syakai15.html 研修期間: 施設整備 令和5年7月6日(木)、7月7日(金)	4月3日(月)～ 4月28日(木)	集合研修
3 福祉事務所長研修 https://www.niph.go.jp/entrance/r5/course/short/short_syakai04.html 研修期間: 令和5年7月26日(水)～7月28日(金)	4月27日(木)～ 5月26日(金)	オンライン研修 (Zoom)
4 生活保護自立支援推進研修 https://www.niph.go.jp/entrance/r5/course/short/short_syakai05.html 研修期間: 令和5年9月13日(水)～9月15日(金)	6月1日(木)～ 7月3日(月)	集合研修
5 児童相談所の連携機能強化に向けた中堅職員研修 https://www.niph.go.jp/entrance/r5/course/short/short_syakai06.html 研修期間: 令和5年11月8日(水)～11月10日(金)	8月3日(木)～ 9月1日(金)	集合研修
6 婦人相談所等指導者研修 https://www.niph.go.jp/entrance/r5/course/short/short_syakai07.html 研修期間: 令和5年11月27日(月)～12月1日(金)(半日×5日間)	8月14日(月)～ 9月15日(金)	オンライン研修 (Zoom)
7 介護保険における保険者機能強化支援のための都道府県職員研修 https://www.niph.go.jp/entrance/r5/course/short/short_syakai08.html 研修期間: 令和5年9月25日(月)～9月27日(水)	6月2日(金)～ 7月21日(金)	オンライン研修 (Zoom)

8 介護保険における保険者機能強化のための指定都市職員研修 https://www.niph.go.jp/entrance/r5/course/short/short_syakai09.html 研修期間：令和5年9月25日(月)、28日(木)、9月29日(金)	6月2日(金)～ 7月21日(金)	オンライン研修 (Zoom)
9 医療ソーシャルワーカーリーダーシップ研修 https://www.niph.go.jp/entrance/r5/course/short/short_syakai10.html (第1回) 研修期間：令和5年 6月26日(月)～ 6月28日(水)	3月24日(金)～ 4月25日(火)	オンライン研修 (Zoom)
(第2回) 研修期間：令和5年11月13日(月)～11月15日(水)	8月1日(火)～ 8月31日(木)	

4 オンライン研修受講に係る諸条件等について

- (1) オンライン研修は、Zoom システムを使用したライブ形式で実施します。(録画の公開(オンデマンド配信等)は行いません。)
- (2) オンライン研修の際、本院に来院してのオンライン受講は認めておりません。
- (3) Zoom が使用できる接続環境が必要です。ネットワーク環境や使用端末等、当院HPの各研修のサイトに掲載されている「オンライン研修に係る諸条件確認票」を参照し、事前に受講場所(勤務場所、自宅等)でZoomの接続確認を必ず行ってください。
 研修受講時には、1人に1台のPCを準備ください。
- (4) インターネットへの接続環境やPC及び受講に必要なソフトウェアは受講側で準備してください。
- (5) ネットワーク接続に関する技術的なサポートは、当院では行えませんので、所属機関のネットワーク担当部署へ相談してください。
- (6) 講義資料は、当院の遠隔教育システムに電子ファイルで掲載します。紙媒体が必要な場合は、受講側で印刷してください。
 ※著作権に抵触する恐れがありますので、講義資料を印刷した後の電子ファイルは、必ず消去してください。電子ファイルを消去せず、自身のPC、外付けハードディスク等への保存及び他人へ電子ファイルを送信することは禁止します。
- (7) 研修画面をビデオカメラ等で録画することは、禁止します。
- (8) 本院の遠隔教育システムに(視聴覚教材を含む)事前課題等も掲載します。研修オンライン化に伴い、事前課題への取組がより重要になっていますので、受講決定通知後、速やかに遠隔教育システムから詳細を御確認いただき、期限までに提出をお願いします。
- (9) 受講場所は、職場、テレワークでの自宅等、問いません。
 ただし、研修期間中は、研修に専念してください。
 ※職場から参加される方は、研修中に業務等で席を外されることのないよう、あらかじめ職場の理解を得ておく等の対応をお願いします。

5 その他

- (1) 関係各課への周知徹底のお願い
 都道府県等において、各研修の担当課が複数にわたっている場合は、各研修に係る実施計画の周知徹底を図るよう、本要領を関係所管課及び福祉事務所・児童相談所・婦人相談所・社会福祉関連施設等へお知らせください。
- (2) 受講経費
 受講料は必要ありません。
- (3) 事前提出課題
 研修内容充実のため、受講に際し事前課題を提出していただきます。
 様式等は受講可否通知の際に併せてお知らせします。

(4) 修了証書の交付

研修を修了した方に、修了証書を交付します。ただし、原則、全ての日程を修了しないと修了証書を交付できません。また、到達テスト、グループワーク演習成果物、レポート等により、修了時評価を行います。一定の水準に達していると評価されることが修了の要件になります。